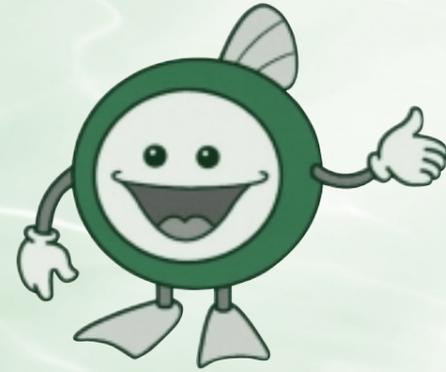


# 下水道事業の 整備区域が広がります

◆問い合わせ◆  
下水道管理課

今年度は、弁天町・新田町・明治本町・昭和町・桜町・横山町・箕輪町・榎前町・桜井駅周辺区画整理地区のそれぞれ一部の区域に下水道を整備していきます(桜井駅周辺区画整理地区の一部は、すでに工事が完了し、使えるところがあります)。その区域に土地をお持ちの皆さんには「受益者負担金」を賦課することになります。



下水道マスコットキャラクター「すいすいくん」

## 新たな賦課区域は

今年度の賦課区域は図のとおりです。今後も整備の進み具合によって、毎年4月に対象区域を決定し、お知らせしていきます。

## 受益者負担金は公平の原則から

下水道が整備されると、トイレからのし尿や台所・風呂からの生活雑排水などを下水道管へ直接流すことができます。汚水が側溝に流れなくなり、生活環境が改善されます。しかし、下水道は道路や公園などの公共施設とは異なり、利用できる人(受益者)は整備区域内の土地の所有者や権利者に限られます。そこで、この受益者に下水道建設費の一部を負担していただくことで、未整備地区の人との負担の公平を図り、また、下水道整備をより促進しようというのが「下水道事業受益者負担金制度」です。

## 受益者負担金は1平方メートルあたり30円

受益者負担金の対象となる土地は、下水道整備区域内のすべての土地です。負担金を納めていただく人は、整備区域内の土地所有者(その土地に地上権や使用貸借などの権利がある場合は、そのどちらか)です。負担金は、その土地に対して一度限りのもので、1平方メートルあたり30円です。

## 受益者負担金の納付方法は、分割納付(年2回)と一括納付(一括納付がある)とがあります。

一括納付をする場合、一括納付が交付されます。  
例)20平方メートル(約60坪)の土地の負担金額は?  
30円×20平方メートル＝7万円  
分割納付の場合は、70000円ずつの10回払い、一括納付の場合は、報奨金1万1340円を差し引いた5万8660円の支払いとなります。

## 受益者負担金申告を

受益地を正しく把握し、また負担金を各受益者に割り当て徴収するため、土地所有者に地目・面積などを記載した申告書をお送りしますので、内容をご確認のうえ申告してください。

## 受益者負担金説明会を開催

受益者負担金制度と納付までの手続きを理解していただくため、説明会を開きます。該当する土地所有者には別途ご案内します。  
〔今年度の納付までの流れ〕  
①5月 関係者への説明会  
②6月上旬 受益者申告書の送付  
③6月末まで 市へ申告書を提出  
④8月上旬 負担金決定通知書の送付  
⑤9月上旬 納入通知書の送付  
⑥9月末まで 指定金融機関または郵便局で納付(口座振替は不可)

平成18年度に新たに  
賦課対象となる区域

